

美浜発電所、高浜発電所および大飯発電所
原子力事業者防災業務計画修正案の概要について

平成25年 1月
関西電力株式会社

- 原子力事業者防災業務計画については、原子力災害対策特別措置法（原災法）第7条に基づき、以下の対応が必要。
 - 原子力事業所毎に作成、毎年検討を行い必要と認めれば修正。この場合、関係する自治体の地域防災計画に抵触しないことを確認。
 - 修正しようとするときは、あらかじめ当該原子力事業所の所在都道府県知事、所在市町村長および関係周辺都道府県※1知事と協議。

※1：関係周辺都道府県の要件（原災法施行令第2条の2）

- ①「実用発電用原子炉を設置する原子力事業所から30kmの区域の全部又は一部をその区域に含むこと」
- ②「当該原子力事業所に係る原子力災害に関する地域防災計画を定めていること」

協議相手先 (斜体箇所は新規協議先)

美浜発電所防災業務計画：福井県、美浜町、滋賀県、**岐阜県**
高浜発電所防災業務計画：福井県、高浜町、京都府、**滋賀県**
大飯発電所防災業務計画：福井県、おおい町、京都府、滋賀県

協議スケジュール

協議開始日	平成25年	1月11日
業務計画を修正する日（予定）	平成25年	3月18日

以下のとおり、原災法および関係法令、防災基本計画、原子力災害対策指針等が改正または策定され、事業者として取り組むべき事項が示されていることから、これに基づく修正を実施。

●原子力災害対策特別措置法 (H24. 6. 27改正、H24. 9. 19 施行)

通報連絡先の変更・追加（主務大臣→規制委・内閣総理大臣、関係隣接都道府県→関係周辺都道府県等）
防災訓練実施後の評価の実施、原子力規制委員会への報告および要旨の公表に関する記載を追記

●原子力事業者防災業務計画等に関する省令 (H24. 9. 14策定、H24. 9. 19施行)

従来から原災法施行規則で規定されていた業務計画記載項目（16項目）に加え、新たに追加された7項目（緊急時対策所の整備・運用、本店緊急時対策室（原子力施設事態即応センター）の整備・運用、原子力事業所災害対策支援拠点の整備・運用等）に関する記載を追記

●原子力事業者防災業務計画の確認に係る視点について（内規）（H24. 9. 19規制委決定）

事業者から届出された防災業務計画を国として確認する際の視点を定めたもの。緊急時対策所、原子力施設事態即応センター、原子力事業所災害対策支援拠点の場所・面積・自然災害への耐性等に関する記載を追加。

●防災基本計画 第11編 原子力災害対策編 (H24. 9. 6 改正)

国・地方自治体等と協力して汚染の除去等を行うこと、国・地方自治体と協調し被災者の生活支援を行うこと、損害賠償請求等への対応体制の整備などを追記

●原子力災害対策指針 (H24. 10. 31 策定。現在も継続して見直し作業中)

現在、特別な要求はない（上記に含まれる）が、見直し作業の状況（※EALの導入等）に応じて、記載内容を検討していく。

※EAL：緊急時活動レベル（Emergency Action Level（発電所の緊急事態区分を、炉心温度など「プラントの兆候」、安全系ポンプの故障など「発生した事象」、あるいは原子炉格納容器の健全性など「障壁の状態」に基づき設定する考え方）

【第2章 原子力災害予防対策の実施】

●第1節 原子力防災体制の整備

－本店原子力緊急時対策本部の役割の明確化、本部体制の強化

●第2節 原子力防災組織の運営方法

－複数号機同時発災時の号機別指揮者の指名、特命班の設置に関する記載を追記

－本店における防災体制発令・解除および要員の非常招集に関する記載を追記

●第3節 放射線測定設備および原子力防災資機材の整備

－緊急安全対策関連資機材、本店対策本部資機材および原子力事業所災害対策支援拠点用資機材を原子力防災関連資機材として追記するとともに、これらの点検頻度・保管場所を明記

●第4節 緊急事態応急対策等の活動で使用する資料の整備

－本店対策本部、災害対策支援拠点、規制庁緊急時対応センターに配備する資料に関する記載を追記

●第5節 緊急事態応急対策等の活動で使用する施設および設備の整備、点検

－発電所緊急時対策所（代替場所含む）、本店緊急時対策室（原子力施設事態即応センター（代替場所含む））の場所・面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料、通信設備等に関する記載を追記

－国が整備する統合原子力防災ネットワークへの接続および接続する通信設備の整備、運用に関する記載を追記

－原子力事業所災害対策支援拠点の設置場所、発電所からの距離・面積・自然災害への耐性、非常用電源および燃料等に関する記載を追記

●第6節 原子力防災教育の実施

－本店の要員に対する原子力防災教育に関する記載を追記

●第7節 原子力防災訓練の実施

－防災訓練実施後の評価の実施、原子力規制委員会への報告および要旨公表に関する記載を追記

●第8節 関係機関との連携

－原子力緊急事態支援組織との連携および支援組織が保有する資機材の操作員育成に関する記載を追記

【第3章 緊急事態応急対策の実施等】

●第1節 通報、報告等の実施

－緊急時対策所、本店緊急時対策室、原子力事業所災害対策支援拠点の立上げに関する記載を追記

－**通報・報告先の追記と名称の適正化に伴う修正**

●第2節 応急措置の実施

－地方公共団体等への派遣要員の修正

－原子力事業所災害対策支援拠点の指定および要員派遣、資機材運搬等に関する記載を追記

－プラントメーカー・協力会社等との連携に関する記載を追記

－被災者相談窓口の設置に関する記載を追記

●第3節 緊急事態応急対策

－地方公共団体等への派遣要員の修正

【第4章 原子力災害事後対策の実施】

●第1節 原子力災害事後対策の計画等

－国、地方公共団体等と協力して汚染の除去等を行う旨の記載を追記

－国、地方自治体と協調して被災者への生活再建等の支援を行う旨の記載を追記

●第2節 要員の派遣、資機材の貸与

－特になし

【第5章 その他】

●第1節 福井県内の他原子力事業所への協力

－特になし

●第2節 福井県外の原子力事業所等への協力

－原子力事業者間の協力内容の改訂（派遣要員数、貸与資機材の種類・数量）を反映